(軽) 自動車税環境性能割に係る付加物 (オプション) の取扱いについて

自動車の**付加物**を自動車とともに取得する場合は、自動車に含めて**(軽)自動車税環境性能割**の課税対象となります。

ただし、自動車に固定されない「搭載用品」と呼ばれるものは除かれます。

●付加物とは

ボルト・ネジ・シールなどで固定され、自動車と一体性がある付属物で、通常 「取付用品」と呼ばれるものであること。

なお、無償(サービス品)又は安価であっても、課税対象に含めます。

●付加物とするもの

オーディオ(CD、MD、ラジオ等)、スピーカー、アンプ、アンテナ、カーナビゲーション(ポータブル含む)、エアロパーツ、ヒーター、クーラー、時計、ライター、ETC車載器、カメラ類、モニター、ウインドウオッシャー、ランプ類、センサー類、ワイドルームミラー、バイザー、アルミホイール、ナンバープレートフレーム、泥除け、ルーフラック、スキーラック、コーティング加工、その他自動車に付加して一体となっているもの

●付加物に該当しないもの

カバー類、マット類、ヘッドレスト、ETCセットアップ費用、スペアタイヤ、タイヤチェーン、標準工具、洗車用具など

●算定方法

カタログ等に掲載された価格(消費税抜、取付費用込)に0.9を乗じて算出した額となります。

なお、定価が不明の場合は、通常小売価格に 0.9 を乗じて算出します。 なお、ラジオレス等については、付加物価額から控除します。(価格がない 場合は、車両本体価格から控除します。)

また、複数の付加物がある場合は、付加物の価格を合計した価格に 0.9 を乗じて算出します。

●計算例

		税込価格(円)	課税対象
車両本体		3, 000, 000	\circ
カーナビゲーション		200, 000	0
パール塗装		30, 000	0
ETC車載器		20,000	0
ETCセットアップ費用		3, 240	
ベーシックセット	フロアマット	60, 000	
	マッドガード		0
	バイザー		0

ベーシックセットの個別価格

フロアマット 35,000 マッドガード 15,000 バイザー 30,000 (計80,000)

1 ベーシックセットのうち、付加物に該当するマッドガードとバイザーの 価格を按分して計算

セット価格× 付加物価格÷ 個別価格の合計

 $= 60,000 \times 45,000 \div 80,000 = 33,750$

2 この自動車の付加物に該当するものは

カーナビゲーション、パール塗装、ETC車載器、ベーシックセット中マッドガード及びバイザー

200,000 + 30,000 + 20,000 + 33,750 = 283,750

3 取得価額(千円未満切捨て)

車両本体 3,000,000 ÷ 1.1 (※) × 0.9 ≒ 2,454,545 ≒ 2,454,000 付加物 283,750 ÷ 1.1 (※) × 0.9 ≒ 232,159 ≒ 232,000 課税標準額 2,454,000 + 232,000 = 2,686,000

※消費税及び地方消費税の税率 10%の場合

4 (軽)自動車税環境性能割額(百円未満切捨て)

2,686,000 × 0.02 (環境性能割の税率) = 53,700